

第7回 まちだの新たな学校づくり審議会 議事録 (第7回 町田市立学校適正規模・適正配置等審議会)

開催日時	2020年11月16日(月) 18:29~20:18	
開催場所	町田市役所市庁舎 10階 10-2~5会議室	
出席者 (敬称略)	委員	佐藤圭一、丹間康仁、遠藤誠徳、小崎公平、安達廣美、中一登、武藤雄丈、大石眞二
	事務局	北澤学校教育部長、小池指導室長、田中教育総務課長、是安教育総務課担当課長、浅沼施設課長、田村学務課長、有田保健給食課長、林教育センター所長 (教育総務課総務係) 鈴木担当係長、中野主任、小形主任、京増主任
傍聴者	2名	
審議内容	新たな通学区域における学校の位置について	

議事内容 (敬称略)

1 審議会 開会

佐藤会長 皆さん、こんばんは。本日はお忙しい中、まちだの新たな学校づくり審議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

開会に先立って、出席委員の確認を行います。町田市立学校適正規模・適正配置等審議会運営規則の第2条では「審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とあります。

本日の議事は、町田市立学校の新たな通学区域のあり方について調査審議を予定しているため、山口委員には本日も出席いただいております。

そのため、本日の審議会については、山口委員を除く委員のうち8名、今日も全員出席しておりますので、これから第7回まちだの新たな学校づくり審議会を開会いたします。

2 配布資料の確認

佐藤会長 それでは、審議に先立って、配布資料の確認をいたします。

次第に記載してある資料が不足している委員はいらっしゃいますでしょうか。よろしいですか。

3 第6回審議会の振り返り

佐藤会長 ありがとうございました。それでは、これから議事を進めたいと思います。

まず、次第の1番目にあります「第6回審議会の振り返り」について進めていきたいと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

教育総務課担当課長 それでは、資料1と2の説明をさせていただきたいと思います。

まず議事録についてですが、10月19日に開催した第5回審議会、10月26日に開催した第6回の議事録については現在作成中でございます。作成後、委員の皆様にご確認いただきたいと思います。

それでは、資料1から2の内容についてご説明いたします。

資料1「町田市立学校の新たな通学区域案における学校候補地比較検討表その①」をご覧くださいと思います。

10月26日に開催しました第6回のまちだの新たな学校づくり審議会で、評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」及び「学校施設の老朽化の状況」の観点から調査審議した結果の一覧表となります。

評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」及び「学校施設の老朽化の状況」の観点からの優先順位については、項目番号⑤「優先順位」欄に順位を記載しています。

各項目の説明は、第6回審議会の資料7と同様のものとなりますので、説明は割愛させていただきます。

資料1の説明は以上となります。

次に、資料2「町田市立学校の新たな通学区域（案）における学校配置図」をご覧くださいと思います。

資料2は、前回の第6回審議会において、町田市全体における学校の配置状況を確認する必要があるとの議論があったことから、第6回審議会で調査審議したゆとりある学校施設環境及び学校施設の老朽化の観点から評価した結果の優先順位を基に、町田市立小中学校の町田市内における配置状況について記載しているものです。

資料1における項目番号⑤「優先順位」において1位となっている候補地は緑色の四角で表示しています。

また、赤い円は、優先順位において1位となっている候補地を中心として半径2kmの円となっています。

資料2の説明は以上となります。

佐藤会長

ご説明ありがとうございました。確認します。資料1については、第6回審議会において、評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」の観点から、望ましい学校の位置としての優先順位を調査審議した結果でございます。

資料2は、資料1で1位となっている学校候補地に学校を配置した場合の町田市全体における学校の配置状況とのご説明がありました。

特に資料2につきましては、中委員からご依頼いただいた内容ですので、まずご覧いただいて、中委員、ご意見をよろしく願います。

中委員

文章だけじゃなくて、こうして目に見える形でしていただいて、ありがとうございます。この資料を参考にして、今後学校の位置について検討させていただければと思います。

佐藤会長

中委員、ありがとうございました。

ほかの委員でご意見等がございましたら、挙手をお願いしたいと思います。よろしいですか。

ありがとうございました。それでは、「第6回審議会の振り返り」については以上とさせていただきます。

4 新たな通学区域における学校の位置について

佐藤会長 それでは次に、項番2「新たな通学区域における学校の位置について」審議を進めたいと思います。

 調査審議に必要な資料を事務局で用意いただいておりますので、事務局から、まずご説明をお願いしたいと思います。

教育総務課担当課長 それでは、事務局から、資料3「公立小・中学校における通学の負担軽減について」ご説明いたします。

 資料3は、2019年6月に実施した「町田市立学校の適正規模・適正配置に関するアンケート調査結果」及び2020年6月に実施した「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集結果」を踏まえて、公立小中学校における通学の負担軽減の方策について整理したものです。

 一番左側の列にある「負担軽減策」は、町田市で未導入の取組も含めて、長時間・長距離の通学の負担軽減策をお示ししております。

 その隣の列にある「概要」は、負担軽減策それぞれがどのような取組なのか、町田市の現状がどのようになっているのかお示ししております。

 一番右側の列にある「導入にあたっての検討事項」は、町田市が未導入または、現在、原則として認めていない負担軽減策について、導入に当たっての検討事項を整理してお示ししております。

 なお、No.4に記載しております自転車通学については、原則としては認めておりませんが、例外として通学区域が広く、バスによる通学も困難な中学校で1校のみ自転車通学を認めておりますので、参考として、当該の学校において自転車通学を認める条件等について、概要に記載しております。

 1枚おめくりいただきまして、右上に参考資料①と書いてある資料をご覧くださいればと思います。

 この参考資料①では、住所により決められている就学指定校を変更する制度を紹介しております。

 まず、①通学区域緩和制度をご覧ください。

 四角の枠の中です。小学校においては、指定校と隣接している町田市立小学校を希望することができます。ただし、通学距離が片道1.5km未満であれば、隣接校でなくとも希望できます。

 特別支援学級は知的障がい学級（固定級）のみ通学区域緩和制度の対象です。希望できる学校の範囲は知的障がい学級（固定級）が設置されている市内全域の町田市立小学校になります。

 中学校においては、市内全域の町田市立中学校から希望できます。

 通学区域緩和制度利用児童・生徒数の推移については下段のグラフをご覧ください。2020年度においては、小学生が233人で入学者の7.1%、中学生が147人で入学者の4.4%となっています。

 続いて、2ページ目の②通学区域緩和制度によらない指定校変更制度をご覧ください

い。

町田市の基準に該当する場合は、申請により指定校以外への学校への通学が認められるものです。

基準の一覧表については「町田市就学指定校変更許可基準」をご覧ください。

続きまして、(2)小規模特認校制度をご覧ください。

町田市においては、小中一貫ゆくのき学園（大戸小学校・武蔵岡中学校）が、小規模特認制度を利用して通学することができる小規模特認校となっています。

小規模特認校制度については大戸小学校または武蔵岡中学校の通学区域を除く相原町に居住している児童・生徒が利用でき、通学費補助金の要件に該当する場合は通学費補助が支給されます。

1枚おめくりいただいて、参考資料②をご覧ください。

多摩26市におけるスクールバスの運行状況を紹介しております。左側の八王子市を例に説明します。

八王子市のスクールバスを運行している学校においては、登校時に2台、下校時に1台、スクールバスを運行しています。1台当たりの乗車定員は50名で、利用人数については、中学校第1学年から第3学年まで合わせて46人が利用している状況です。登校時には2つのルートを一車ずつで1便運行しております。下校時には、1台で、15時過ぎと18時過ぎに1便ずつ運行しております。乗車及び下車の場所については運行会社と調整した箇所に子どもが向かい、そこから乗車することとなっています。

続きまして、1枚おめくりいただきまして、参考資料③「路線バス・スクールバス比較表」をご覧ください。

こちらは、先ほどご紹介した多摩26市におけるスクールバスの運行状況を踏まえて、路線バスとスクールバスのメリット、デメリットを比較した表になります。

まず、「概要」をご覧ください。

路線バスによる通学は、児童・生徒以外の乗客も利用する既存のバス路線を利用して、通学するものです。スクールバスによる通学は自治体等で運行する児童・生徒専用のバスを利用して通学するものになります。

次に、メリット、デメリットの項目についてご説明いたします。ここでは、スクールバスとの比較におけるメリット、デメリットを記載しております。

まず、路線バスの欄をご覧ください。

路線バスを利用して通学した場合には、「登校・下校時間帯以外にも定期的に運行しているため、1本乗り遅れても次のバスで登校・下校が可能であること」、「町田市による乗降場所の確保等が不要」といったことが挙げられます。その一方で、デメリットについては「既存の路線バスの運行がない地域では利用できないこと」、「一般の乗客もいるため、満員の場合に乗れない可能性があること」、「一般の乗客との車内トラブル等がないよう配慮が必要であること」などが挙げられます。

続きまして、スクールバスによる通学のメリット、デメリットについて説明します。

メリットでは、「既存の路線バスの運行がない地域にも運行可能であること」、「一般の乗客がいないため、満員で乗ることができないということがないこと」、「一般の乗客との車内トラブル等への配慮が不要であること」が挙げられます。

その一方で、デメリットとしては「登校・下校時間帯に運行しているため、乗り遅れた場合、バスによる登校・下校ができなくなること」、「町田市による乗降場所の確保等が必要であること」などが挙げられます。

次に、路線バス欄に記載している「通学費補助」の項目をご覧ください。町田市においては、町田市通学費補助金支給要綱に基づいて支給しております。支給対象や要件については記載のとおりとなります。

なお、町田市において路線バスの通学に対する通学費補助を支給している人数が最も多い鶴川第一小学校において、通学費補助の支給対象者のうち、朝7時台に3便が運行されている特定のバス路線で通学する子どもが74人います。学校への聞き取り内容も踏まえて、1便あたりおおむね25人が乗車できるものと想定しております。

この路線バスとスクールバスとの比較の結果ですが、路線バスは1時間に1本以上運行している限り、子どもが登校または下校時間を選ぶことができることから、徒歩による通学が困難な地域における通学の負担軽減については、まずは路線バスによる通学の可能性を検討し、困難な場合にスクールバスの運行による配慮の検討が必要であると考えております。

1枚おめくりください。参考資料④「自転車通学について」をご覧くださいければと思います。

町田市において自転車通学を認めている学校における自転車通学の許可の対象者、きまり、申請等について記載された書類となります。内容は記載のとおりとなります。

資料3の説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございます。資料3では、「公立小・中学校における通学の負担軽減」に関する詳細な情報をいただきました。

特に、スクールバスについて、多摩26市において導入している八王子市と青梅市について、路線バスと比較して情報を提示していただきました。

また、町田市の特定の学校で運用している自転車通学の状況についても情報を提示していただきました。

「児童・生徒の通学のしやすさ」を検討するに当たっては、どのような通学の負担軽減ができるかと認識した上で、調査審議する必要があると考えますので、資料3の内容について、まずは武藤委員から順番にご意見を賜りたいと思います。

それでは、武藤委員、お願いします。

武藤委員

この資料を見させていただいて、すごく詳細な資料だと思いました。まだ読み込み切れていないところもあるのですが、単純に、26市においてスクールバスを利用している自治体が2つしかないということに、まず驚きまして、こんなに少ないのだということを感じました。

その大きな理由としては、やはりお金がかかるということにあるのではないかと
思うのですが、このくらいの金額が出てしまうと、やはりいろいろ考えてしま
うところだと思います。いろいろと路線バスに関しては規制があるのではないかと
思いますけれども、一定の時間に1本ないし2本の増便を町田市としてバスの運行
会社、神奈中等のところに依頼をするというようなことに関して、これはある程度
の金銭的な補償を出してでも依頼をするということではあるものなのか、その辺を
お聞かせいただければと思います。

佐藤会長
学務課長

事務局、いかがでしょうか。

直近では、通学に利用している路線バスの本数が新型コロナウイルスの影響で乗
降客数が減少し、減便となったバス路線があります。先ほど説明がありました鶴川
第一小学校区では、下校時刻に3本バスがあったんですけども、1便減便になりま
した。その時間帯が下校時刻に当たるということで、交通事業推進課を通して神奈
中に増便のお願いをいたしました。

そうしましたら、鶴川駅から野津田車庫に戻る便に空便があるということで、最
終的に減便にならずに済んだ事例がございます。

今後もそのような場合がありましたら、必要に応じて調整していく必要があると
考えております。

佐藤会長

今の説明について、武藤委員よろしいですか。追加のご意見がありましたら、どう
ぞ。

武藤委員

ということは、可能かもしれないし、無理かもしれないということではございませ
んようか。

学務課長
佐藤会長
大石委員

交通事業者の事情もございしますので、そういう理解しております。

よろしいですか。それでは、大石委員、お願いします。

詳細な資料をありがとうございます。私は高校籍でございますので、高校という
のはバスでも通学というのがそれほど珍しいことではなくて、初任校の八王子市の
松が谷高校、こちらのときにはバスの増便ですとか減便、例えば、定期考査によっ
ても帰る時間帯とか通学時間帯が異なってきますので、京王バスと比較的容易に増便、
減便というのを交渉していました。

ただ、あらかじめ分かったときに、2か月ぐらい前にバスの営業所に行って交渉す
るということが必要でした。

あと、島嶼、いわゆる島の中ではバスというのありませんので、タクシーを補助
するというような制度もありましたので、例えば1人、2人というような人数であれ
ば、スクールバスではなくて、タクシーのチケットを配付するという補助の仕方の
ほうがよっぽど予算はかからないのかなという感じはありますけれども、そういっ
たところは検討されないでしょうか。

佐藤会長
学務課長

事務局いかがですか。

タクシーの導入等については、今後、審議会の中で必要だという意見があれば検
討していく必要があるかなと思います。

大石委員
佐藤会長
遠藤委員

ありがとうございます。

それでは、遠藤委員、お願いします。

資料をありがとうございました。僕も武藤委員と同じ考えで、もともと既に路線バスというのは現状の利用者さんの数であったり時間帯に合わせて運行していると思うので、そこにまた利用する児童・生徒というのが増えてくると、やっぱりコロナ禍における密であったり、満員になって乗れないということとかも今後出てくるかもしれないので、一般の利用者さんのためにも、子どもたちのためにも、ぜひ増便ということに力を入れてもらえればなと思います。

佐藤会長
小崎委員

小崎委員、お願いします。

詳細な資料のご準備をありがとうございました。ここでちょっと思うのは、想定されるところに学校が建ったときに、バスを使って通学できるかどうかというところを審議しなければいけないということであると思いますので、その中で、最終決定として、ここはバスを使ってでもここにしようと思った場合は、全力でその条件を満たすために行政の皆さんには路線バスの確保をしていただく。

それができない場合は、スクールバスを運行するという考え方をしっかり明確に議事に残していただいて、ある意味、お約束していただくということだと思います。移転する以上はバスを確保するという考え方で考えていったらいいんじゃないかなと思います。

佐藤会長
安達副会長

安達副会長、お願いします。

この資料ですばらしくまとまっているので、これでよろしいんじゃないかと思うんですけども、今回拳がっているような対象の学校のことで判断すれば、路線バスというのは神奈中バスがこの辺はメインになるんじゃないかと思うんですけども、どうしても民間なので利益最優先で考えられているところはあると思います。

一部の地域でも神奈中バスに頼んでバス路線を増やしてくれというような活動もしてきたんですけども、どうしても民間であれば利益という視点は優先されるでしょう。また、渋滞が増えるようなら出したくても出しませんというような回答も神奈中バスのほうからいただくような結果になることもあると思います。

それで、学校が新しくできるに当たりましては、私の個人的な考えなんですけれども、バス路線を増やすことなどは難しい部分もあると思いますので、スクールバスを導入できるのであればよろしいんじゃないかと。ただ、時間に関しましては周知徹底して、利用する子どもたちにしっかり把握するように努める必要があると思います。

佐藤会長
中委員

中委員、お願いします。

今私が思うのは、先々、予算のかかることですから、それはそれとして、子どもが本当に安心で安全で通学できる、この観点から見れば、バス、あるいは公共交通を使うということをしっかり考えてあげればいいのかと思います。これが今の話ではなくて、10年後、20年後の話ですので、これは都市計画でどういう形になっていくかわかりませんので、その辺をしっかり見極めながら後に議論していけばいいので

はないかと思っておりますので、その辺、今後どういうふうに話をしていくかということになると思います。

佐藤会長
丹間委員

丹間委員、お願いします。

この資料3の5ページの路線バス・スクールバス比較表を見ながら、やはり路線バスを導入するにあたっては、地域との共生を図っていくことが非常に重要になってくると考えます。地域との共生というのは、1つは、市民の方々も路線バスを利用されていますので、その方たちと子どもたちが、言ってみれば混乗する形になってくるわけですね。その際に、市民の方々がふだん朝は通勤、通学などで多く利用されているわけです。そのバスに新たに小学生や中学生が乗ってくるという変化だと思えます。

もう一つは、交通事業者とも共生していかななくてはなりません。今、路線バス事業者は、運転士の確保という点で非常に苦労されているというふうに聞いています。この審議会では2040年の教育の姿をデザインしていくわけですから、バスもそれまで続く路線であってほしいと願うわけです。子どもたちも利用して、そして、市民の人たちも利用することによって、バス路線も続いていくという形が重要になってくるのではないかと考えます。

そういう観点からしますと、例えば、この5ページの「運用」のところでも、もちろん路線バスは時刻表に基づいて運行されているわけですが、今日私は、審議会で検討の対象になる地区の路線バスに実際に乗りながら、通学路なども歩いてみました。やはり定刻どおりにバスが来る場合もありますし、来ない場合もある。また、本数も多く団子状態でたくさんの系統のバスが来るところもあれば、1時間に数本というところもありました。この審議においては、もちろん現在ある時刻表や路線に基づいて通学のしやすさを検討していくということでもいいんですけれども、実際に路線バスでの通学を導入するにあたっては、そういった運行の実態も踏まえて通学の環境をデザインしていくということが大事になってくると思えます。

それから、メリット、デメリットに関して、例えば路線バスのメリットとして、②に「町田市による乗降場所の確保等が不要」と書いてありますけれども、先ほど、中委員から安心安全という点を強調していただきましたが、乗降場所、すなわちバス停の環境も、安心安全なものでなくてははいけません。ですから、バス待ち環境をソフト、ハードの両面でしっかり整備していくことは大事な課題になってくると思えます。

それから、路線バスのデメリットの②のところでも、満員の場合に乗れない可能性があるということが書いてあります。私も実際に乗ってみて再認識したのですが、バスも上りや下り、時間帯によって混雑の状況が変わります。登下校で子どもたちの乗車する路線バスがもともと空いている方向や時間帯であれば、ぜひその便を子どもたちが活用していくことによって、地域との共生を図ることができると思います。一方で、混んでいるところにさらに子どもたちが乗れば、ますますそのバスの混雑と遅延がひどくなるというようなことになります。そこは先ほど、武藤委員や大

石委員、遠藤委員からのご発言で、事業者との連携によって増便も視野に入れていくということでしたけれども、そういった混雑状況等も実際に運用していく上でしっかり考えていかなければならないと思います。

それから、スクールバスのメリットになるかどうか分かりませんが、やはり、学校も行事等で登下校の時間帯が一時的に変わる場合があります。事業者さんがその際、柔軟に対応していただければいいんですけども、それができるかどうかということも、やはり鍵になってくると思います。そういう意味では、スクールバスの場合には、学校行事のときには比較的柔軟に対応していただけるのではないかと考えています。

いずれにしても、地域の運行事業者と教育委員会がしっかりと緊密に連携を図っていくということが重要になってきます。そして、バス通学の導入で、子どもたちの生活時間も変わってきます。おおよそ30分で通学できるといっても、待ち時間が非常に長いという状況になってしまっははいけません。待っている時間の環境、これは学校内なのか、あるいはバス停付近なのか、その両方なのか。そういったことも含めて、通学環境全体のデザインが最終的には求められてくると考えました。

佐藤会長

ありがとうございます。今、各委員から意見がございました。ほかに何かご意見はございますか。

それでは、総括できるわけではないんですけども、やはりこれは、中委員もおっしゃいましたが、まず生徒の安全安心、そして、利便性ですよ。これらを柔軟に解釈することが必要だと思います。この辺の組合せは非常に難しいと思います。

また、今、皆さんから提議されました大きな課題は、全て考えなきゃいけないことだと思います。よろしくお願ひしたいです。ありがとうございました。

それでは、今皆さんからご意見をいただいた内容を踏まえて、本日の調査審議を進めてまいりたいと思います。

5 新たな通学区域における学校の位置の検討について

佐藤会長

それでは、次に新たな通学区域における学校の位置の具体的な検討に入りたいと思います。

その検討に先立って、前回事務局からお示しいただいた「学校候補地評価の考え方」について、今回の評価項目である「児童・生徒の通学のしやすさ」と「学校候補地評価の考え方」を加えた内容の提案がございますので、評価に必要な資料と併せて事務局から説明をお願いしたいと思います。

教育総務課担当課長

それでは、事務局から資料4から6をご説明いたします。

まず、資料4「町田市立学校の新たな通学区域（案）における学校候補地評価の考え方（案）について」についてご説明いたします。

資料4をご覧ください。

第5回審議会において調査審議いただいた「町田市立学校の新たな通学区域における学校の位置の検討方法について」及び審議会における各委員の発言を踏まえて、

町田市立学校の新たな通学区域案において通学区域の統合検討対象校としている通学区域における学校候補地を評価する考え方について、提案するものです。

1ページ目の黒い四角の「町田市立学校の新たな通学区域案における学校候補地評価の考え方（案）」をご覧ください。

まず、項番1「都市計画道路の整備予定」をご覧ください。

この評価項目は、第6回審議会において評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」に記載していた内容でしたが、全ての評価項目に共通する事項であることから独立させております。

続きまして、項番2「児童・生徒の通学のしやすさ」をご覧ください。

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」は、枠内記載の項目の順番に評価を行って、優先順位を定めることを提案しております。

まず、枠内の(1)をご覧ください。

統合検討対象校の新たな通学区域内において、評価年度における学校候補地と児童・生徒の居住地の直線距離が2kmを超える児童・生徒が、「適正配置の基本的な考え方」において定めた「望ましい通学時間としての目安であるおおむね30分程度」の範囲内で通学可能であるか確認します。

この確認を行うのは、学校候補地から直線距離で2kmを超える位置に居住している場合、実際の通学時間はおおむね30分を超えている可能性が高く、特に負担軽減の配慮が必要なことによるものです。

この確認において、公共交通機関の活用やスクールバス運行といった負担軽減策による配慮を行った場合に、おおむね30分程度、この範囲を35分以内といたしました。この範囲で通学することが困難な学校候補地については、学校候補地としないものとする、という提案をしております。

それでは具体的に、35分以内で通学することが困難な場合がどのような場合かについては、次の①及び②に記載しております。

まず、①「公共交通機関による配慮」をご覧ください。

こちらは、町田市では路線バスを念頭に置いておりますが、下記のア、イのいずれかの条件に該当する場合に、おおむね30分程度で通学することが困難であるものとし、②のスクールバス運行による配慮を検討するものとしております。

まず、アですが、路線バスを利用した場合において、最長通学距離となる児童・生徒の通学時間が35分以内で通学することが困難な場合。

次に、イですが、路線バスを利用して35分以内で通学することが可能な場合においても、登校時における路線バスの乗車時間帯における運行本数を理由として、児童・生徒が登校時間までに登校することが困難な場合。

以上が公共交通機関による配慮が困難な場合の条件です。

続いて、②「スクールバス運行による配慮」について説明いたします。

ただいまご説明しました①において、公共交通機関による配慮が困難な場合にスクールバス運行による配慮を検討します。

スクールバスについては、多摩26市におけるスクールバスの運行状況を踏まえながら、1校当たり最大3台、1台当たり定員50人程度、最大150人程度と想定し、スクールバス運行による配慮を必要とする児童・生徒数が150名を超える場合には、スクールバス運行による配慮が困難であるものとししました。

続きまして、(2)児童・生徒の通学のしやすさへの配慮をご覧ください。

より短い通学距離、通学時間で通学することのできる児童・生徒が多くなることで、通学の安全にも配慮することができることから、統合検討対象校の新たな通学区域内において、評価年度における学校候補地と児童の居住地の距離が直線距離で1km以内に居住する児童・生徒の割合の高い学校候補地を優先することを提案しております。

ただし、直線距離で1kmを超える児童・生徒であるため、実際の通学において、おおむね30分程度で通学することが困難な場合があることから、歩行速度なども踏まえて、小学校にあっては学校候補地から直線距離で1km超かつ2km以下、中学校にあっては学校候補地から直線距離で1.5km超かつ2km以下の区域に居住する児童・生徒のうち、新たな通学区域内の各地域における最長通学距離となる児童・生徒が35分以内で通学することが困難な学校候補地については、学校候補地としない、という提案をしております。

項番2「児童・生徒の通学のしやすさ」の評価の考え方は以上となります。

続きまして、項番3「ゆとりある学校施設環境の整備」及び項番4「学校施設の老朽化の状況」については、第6回審議会でご説明しているものと同様の内容を掲載しております。

続きまして、3ページ目、項番5になります。「学校候補地の選定について」をご覧ください。

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」「学校施設の老朽化の状況」の評価結果を踏まえて、学校候補地を選定する必要がありますが、事務局から下記の枠内記載の考え方で学校候補地を選定することを提案しております。

順番にご説明いたしますので、枠内の(1)をご覧ください。

(1)ですが、評価項目「学校施設の老朽化の状況」において、2000年4月2日以降に供用開始した新築または改築した学校（候補地）がある場合には、当該学校候補地を選定することを提案しております。

これは昨年度の審議会答申において、町田市立学校の学校施設の老朽化が深刻な状況において、新設した学校や改築した学校を廃校にすることは難しいという答申を踏まえたものでございます。

続きまして、(2)をご覧ください。

(1)の条件に該当しない場合において、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、その評価がいずれも1位の学校候補地が存在する場合、当該学校候補地を選定することを提案しております。

続きまして、(3)をご覧ください。

(1)の条件に該当しない場合において、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」において、優先順位1位の学校候補地が異なる場合、町田の未来の子どもたちによりよい教育環境を整備することができるよう、原則として、評価項目「ゆとりある学校施設環境の整備」が1位または上位の学校候補地を選定することを提案しております。

これは、本文にもあるとおり、これまでの審議会において町田の未来の子どもたちによりよい教育環境を整備することができるような土地の条件を選ぶ必要があるというご意見をいただいたことを踏まえて提案しております。

ただし、学校候補地の土地の条件が大きく異ならず、学校候補地がいずれも1位となっているような場合には、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」が1位または上位の学校候補地を選定するという提案をしており、通学のしやすさにも配慮した提案をしております。

最後に、(4)をご覧ください。

この項目は、今回、評価時点において学校が設置されていない学校候補地が存在することから提案をさせていただいております。

具体的には、評価時点において学校が設置されていない学校候補地は、実現可能性も含めた検討・調整が必要となることから、(1)から(3)の評価の結果、評価時点において学校が設置されていない学校候補地が優先順位1位となった場合、学校が設置されている学校候補地の中から次点となる学校候補地を選定するものとしています。

資料4の説明は以上となります。続きまして、資料5の説明になります。

資料5「町田市立学校の新たな通学区域案における学校候補地 比較検討表その②」をご覧ください。

1ページ目をご覧くださいと思います。

本資料は、各通学区域統合検討対象校において、「児童・生徒の通学のしやすさ」の評価項目における優先順位を比較検討し、第6回審議会で審議した「ゆとりある学校施設環境の整備」及び「学校施設の老朽化の状況」の評価項目における優先順位と併せて、学校の候補地の優先順位を検討するための資料です。

資料の見方ですが、1ページに記載の表に記載のとおりとなります。

2ページのA3の資料をご覧くださいと思います。

A3の資料は、忠生地区における学校候補地の比較検討表となっています。

上段が小学校区、下段が中学校区を記載しています。

小学校区を例にご説明しますので、上段の表をご覧くださいと思います。項目番号の⑤から⑨、⑰から⑳については、第6回審議会で説明及び調査審議した結果を掲載しておりますので、説明は割愛させていただきます。

項目番号⑪から⑬についてご説明させていただきます。

まず、⑪と⑫ですが、新たな通学区域アンケート調査案の通学区域内における学

校候補地から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童・生徒の割合及び人数を記載しています。

⑬においては、学校候補地から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童・生徒の通学への配慮の可否について、後ほど説明いたします資料6以降において、事務局で確認した配慮の可否の結果を記載しているものです。

続きまして、項目番号⑭から⑯になります。

⑭と⑮は、新たな通学区域アンケート調査案の通学区域内における学校候補地から直線距離で1km以内の場所に居住している児童の割合及び人数を記載しています。

⑯は、学校候補地から直線距離で1km超から2km以内の場所に居住している児童・生徒の通学への配慮の可否について、資料6以降において、事務局で確認した配慮の可否の結果を記載しているものです。

続いて、項目番号⑩についてご説明いたします。

⑩は、資料4「町田市立学校の新たな通学区域（案）における学校候補地評価の考え方（案）について」及びただいまご説明いたしました項目番号⑪から⑯までの内容を踏まえて調査審議した結果としての「児童・生徒の通学のしやすさ」評価項目における優先順位を記載する欄となります。

続きまして、項目番号④についてご説明いたします。

④は、資料4の3ページに記載している項番5「学校候補地の選定について」に記載している学校候補地の選定に基づき、本日調査審議いただく項目番号⑩における優先順位、項目番号⑰における優先順位、項目番号⑳を総合して望ましい学校候補地を選定する欄としています。

以上から、本日の審議会においては項目番号⑩から⑯について調査審議いただいた後、第6回審議会の結果も踏まえて項目番号④について、調査審議いただきたいと考えております。

資料5の説明は以上となります。

続きまして、資料6です。

資料6については、資料5における評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」を調査審議するために必要な情報を整理し掲載しています。

資料6-1「新たな通学区域検討資料（忠生地区）」をご覧ください。

資料6-1の見方をご説明いたしますので、1ページ目をご覧ください。

本資料は、町田市立学校の新たな通学区域における学校の候補地の優先順位を地区別に審議するに当たり必要となる「町田市立学校の通学区域案（2040年度）」、「人口動向・開発状況・公共施設配置状況」、「まちだの新たな学校づくりに関するアンケート調査・意見募集」結果、「町田市立学校の新たな通学区域アンケート調査案における児童・生徒の居住地分布」についての情報を提供するものです。

本資料は、忠生地区における(1)町田市立学校の通学区域案（2040年度）、(2)人口動向・開発状況・公共施設配置状況、(3)アンケート調査等の結果のうち、新たな

通学区域に関する設問への回答内容、(4)児童・生徒の居住地分布を掲載している資料で構成されています。

居住地分布図の見方は1ページ目に掲載している表をご覧くださいと思います。

続きまして、2ページ目をご覧くださいと思います。

2ページ目は、6月のアンケート調査でお示した新たな通学区域（案）を掲載しております。

続きまして、3ページ目をご覧ください。

3ページ目、A3の右上に掲載しているグラフでは、町田市が2019年度に実施した人口推計のうち、忠生地区の各中学校区の人口の推計結果について、2020年度、2030年度、2040年度の人数を掲載しております。

また、忠生地区における開発の状況については、この後、4ページの開発関連情報①及び5から6ページの開発関連情報②でご紹介しております。

3ページ目に戻りますけれども、このほか、3ページに記載している施設名は忠生地区における災害時の避難施設となっています。地震における避難施設、風水害時における避難施設、その両方における避難施設で色が異なっています。

続きまして、4ページ目をご覧ください。

4ページ目は、3ページ目の左下に掲載しております開発関連情報①「多摩都市モノレールの延伸路線想定図」になります。

2020年5月に開催された第2回「（仮称）町田市都市づくりのマスタープラン」策定に関する特別委員会」の資料で、路線については町田市で想定しているものであり、決定されているルートではないと聞いております。

続きまして、6ページになります。

6ページ目は、3ページ目に掲載しています開発関連情報②「小田急多摩線の延伸路線想定図」になります。こちらは2019年5月の「小田急多摩線延伸に関する関係者会議の調査のまとめ」の内容から抜粋しているものですが、こちらについても決定されているルートではないと聞いております。

このほか開発の状況として、学級数に影響を与える可能性のある大規模な開発について、過去の傾向から入居戸数が80戸を超えるような宅地開発や集合住宅をこれまで検討対象としております。しかし、現時点の忠生地区において80戸以上の宅地開発や集合住宅の建設は確認されておられません。

続きまして、7ページ目になります。

7ページ以降は通学区域統合検討対象校ごとに異なる内容が掲載されています。

見方については、図師小学校を例としてご説明いたします。

7ページは、2020年6月に実施したアンケート調査等の結果のうち、各地区における新たな通学区域に関する内容について掲載したのになります。

続きまして、9ページをご覧くださいと思います。

新たな通学区域アンケート調査案における通学区域統合検討対象校の通学区域ご

との居住地分布図及び候補地から中心に500m、1km、1.5km、2kmの円を描いた地図となります。

また、黄色い四角でアルファベットが記載されているピンクの丸については、学校候補地まで小学生の場合は1km、中学校の場合は1.5km超の位置に居住している児童・生徒のうち、おおむね同じバス路線を利用して通学するグループであり、アルファベットが後ほどご説明いたします資料6-2及び資料6-3におけるグループ名を示しています。

なお、青い丸については、そのグループのうちおおむね最も遠い距離に居住している児童・生徒を指しており、資料6-2及び6-3における通学時間、通学距離を測定した場所となり、その児童・生徒が35分以内に通学が困難であれば候補地とはしないこととしていますので、事務局において全てのグループの通学時間、方法等を確認いたしました。

12ページ以降は通学区域統合検討対象校の組合せごとに、アンケート調査等の結果と居住地分布図の順に掲載しております。11ページまでと同様ですので、説明は割愛させていただきます。

以上が6-1の説明となります。

続きまして、資料6-2です。

資料6-2「町田市立学校の新たな通学区域案における通学時間の負担軽減の可否検討表（2km超）」をご覧くださいければと思います。

資料6-2は、資料5のA3の一覧表における項目番号⑬「2kmを超える児童・生徒への配慮」の項目を検討するための資料です。

1枚おめくりいただき、2ページ目のA3の資料になりますが、丸数字で記載しております各項目番号の主な見方についてご説明させていただきます。1ページにも説明を掲載しておりますので、併せてご確認いただければと思います。

項目番号④は資料6-1でお示しました、学校候補地まで小学生の場合は1km、中学校の場合は1.5km超の位置に居住している児童・生徒のうち、おおむね同じバス路線を利用して通学する児童・生徒のグループのアルファベットを記載していません。

項目番号⑥は2kmを超えた位置に居住している児童・生徒がおおむね30分程度で通学するための配慮の可否を表しています。

項目番号⑦、⑭、⑳のいずれかが「○」の場合、配慮可能として「○」と表記しています。項目番号⑦、⑭、⑳のいずれも「X」の場合、配慮は困難として「X」と表記しています。

⑦は候補地までの往路と復路においていずれも35分以内で徒歩による通学が可能な場合に「○」と表記しています。

⑭は候補地まで公共交通機関による通学の可否の評価です。項目番号⑰と⑱が両方とも「○」の場合には、公共交通機関を利用して通学することにより配慮が可能であると評価しています。

評価の内容としては、公共交通機関を利用して通学する場合に、35分以内で通学できるか、往路と復路における路線バスが通学する上で十分にあるかを確認し、評価しています。

③はスクールバスによる通学の配慮の可否についての評価です。

項目番号⑦の徒歩評価、⑭の公共交通機関利用評価のいずれも「X」の場合にのみ検討するものとしています。乗車定員50名のスクールバスを最大3台運行することを想定しているため、項目番号③が「150人」以下の場合、配慮可能として「O」と表記しています。

資料6-2の内容を検討し、項目番号⑥がいずれのグループにおいても「O」である候補地については、資料5における項目番号⑬「2kmを超える児童への配慮」の項目について、配慮可能と表記するものとしています。

資料6-2の説明は以上となります。

続いて、資料6-3についてご説明いたします。

資料5における項目番号⑯「小学生の場合は1km、中学生の場合は1.5kmから2kmを超える児童・生徒への配慮」の項目について検討するための資料です。

資料6-3は資料6-2と重複した部分があるため、異なる部分のみご説明いたします。

2ページ目のA3の資料をご覧くださいと思います。

項目番号⑤ですが、候補地から直線距離で2km以内に居住している場合でも徒歩及び公共交通機関を利用しても通学時間が35分を超える場合のみ、スクールバスによる配慮が必要な人数を確認するために当該グループの人数を表記しています。

他の項目及び評価の方法については資料6-2と重複しているので割愛させていただきます。

資料6-3の内容を検討し、項目番号⑥がいずれのグループにおいても「O」である候補地については、資料5における項目番号⑯「小学生の場合は1km、中学生の場合は1.5kmから2kmを超える児童・生徒への配慮」の項目について、配慮可能と表記するものとなります。

以上が資料6-2及び資料6-3の説明になります。

次に、参考資料としてお出ししているものについてご説明いたします。右上に「参考」と記載されているA3の資料になります。

資料6-2及び6-3における徒歩及び公共交通機関の通学時間、往路と復路のバスの本数を確認するために事務局による調査した結果の資料です。この調査による通学時間、距離等の結果を、資料6-2及び6-3に掲載しております。

見方についてご説明いたします。資料の左側の上段では各グループにおける最長距離の子どもの通学距離や徒歩及びバス等の公共交通機関を利用した場合の通学時間、利用するバス停などを記載しています。

資料左側の下段の地図をご覧くださいと思います。

上段に記載されている通学時間、距離、バス停を確認するに当たって調査したル

ートが地図に記載されております。

このルートについては、Google社がインターネットを通して提供しています地図、地域検索サービスであるGoogleマップを用いて調査したルートとなります。

資料右側では、左側上段に記載している通学時に乗降するバス停を通るバス等の公共交通機関の時刻表を掲載しています。

Googleマップによる通学時間の調査においては、通学にかかる道路の勾配やバス停の位置などにより行きと帰りの通学時間が変わることがあります。

なお、徒歩による通学時間については、Googleマップで検索した場合には、分速約84mで計算されますが、小学生においては、より児童の歩行速度に即した時間とするために、歩行速度を約20%ほど引き下げた分速約67mで通学時間を計算した結果を記載しています。

参考資料については、資料6-2及び6-3の調査方法をご紹介しますために情報提供するものとなりますので、資料5の通番(1)の図師、山崎、忠生小学校の通学区域のみ配布しております。他の学校の資料を確認されたい場合は、事務局までお申し出いただければと思います。

大変長くなりましたが、資料4から6の説明は以上です。

最後に、会議の進行について事務局からご提案させていただきます。

まず、資料5の項目番号②の番号で区分した候補地ごとに、先ほど調査審議いただいた資料4の評価の考え方に基づいて事務局から「児童生徒の通学のしやすさ 評価項目」における評価結果の説明をさせていただき、「児童生徒の通学のしやすさ 評価項目」における優先順位を検討し、決定いただくことを提案いたします。

そして、「児童・生徒の通学のしやすさ 評価項目」の優先順位決定後、資料5の項目番号④「児童生徒の通学のしやすさ 評価項目」、項目番号⑰「ゆとりある学校施設環境の整備 評価項目」、項目番号⑳「老朽化 評価項目」を総合して、資料4で調査審議いただいた学校候補地の選定の考え方に基づいて、当該通学区域統合検討対象校の通学区域における最も望ましい学校候補地について調査審議し、選定いただくことを提案いたします。

また、本日は資料の読み方の説明と評価の考え方についてご議論いただく必要があることから、忠生地区における小学校区のみを調査審議いただき、中学校区については、次回の第8回審議会においてご審議いただければと思います。

事務局からの資料の説明及び会議の進行にかかる提案については以上となります。

なお、資料6のうち児童・生徒の分布図が記載されているページと参考資料については、調査審議時のみ確認用に使用するものでありますので、委員の皆様につきましても審議会終了後に回収いたしますので、事務局までご返却をお願いいたします。

大変な量のご説明でした。また、未定とはいえ、多摩都市モノレールの対象路線まで入れていただきました。また、参考資料として、各学校におけるバス時刻表まで入れていただきました。本当に詳細な資料をまとめていただきましたことについて感

佐藤会長

謝申し上げたいと思います。

ただいま事務局から、資料4から6の説明及び会議の進行方法について提案がありました。

確認します。資料4では、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」の評価方法及び「学校候補地選定の考え方」について提案がありました。

資料5では、「児童・生徒の通学のしやすさ」及び「学校候補地」を検討するための比較検討表との説明がありました。

資料6は、「児童・生徒の通学のしやすさ」を検討するために、候補地から居住地が直線距離で2kmを超える児童・生徒だけでなく、小学校は1kmから2km、中学校は1.5kmから2kmの直線距離の範囲に居住する児童・生徒の通学時間・距離とその通学の負担軽減が可能か、事務局で確認した資料との説明がありました。

その中でも、今回、特に重要になるのが資料4の内容です。この内容について、非常に重要ですので、各委員からご意見を伺いたいと思います。

それでは、武藤委員、お願いします。

武藤委員

資料4についてのみお話しさせていただきたいと思いますが、資料4の3ページに書かれている5、学校候補地の選定について、非常に明確に書かれていると思います。これが書かれていれば、資料5を見れば、これに沿っていけば、ここということが出てくるのですけれども、確認です。この資料4の3ページは絶対なのでしょうか、それとも、やはり原則であり、土地勘とか、全体を見渡したときに出てくるイメージとか、それを考慮にこの後の討議、検討で話をしているものかどうか、お願いします。

佐藤会長

それは我々が話し合っただけのことですので良いとは思いますが、事務局いかがですか。

教育総務課担当課長 こちらはあくまで事務局からの提案でございますので、ご議論いただきまして、その中でお決めいただければと思います。

武藤委員

ありがとうございます。どうしても各校の風景が見えてくると、情が絡んできて、いろいろ発言したくなります。

佐藤会長

慎重にということですね。それに尽きますね。

大石委員、お願いします。

大石委員

やはり何十年後かの話ということになりますので、もちろん、この項目、3ページ、5の選定についてという優先順位、これが原則であることは間違いないと思うんですけども、そのところに学校があることによって人口が増えたりとか、そういう要素もあると思います。やはり最終的には総合的に判断するという余地を残しておかないと、将来を見誤るということにもなりかねないと思いますので、ぜひこれは原則だという、そこだけを確認しておいていただいたほうが安心なのかなという気はします。

佐藤会長

遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

僕も大石委員の原則という考え方に賛成です。あとは基本的には、こういった項目に沿って評価していくことに賛成なんですけれども、甲乙つけがたい部分という

のがいろいろ出てくるとは思うんです。その場合、実際に統廃合するときの児童・生徒たちの心情を僕なりに考えると、そういった該当する学校があるかどうかは分からないんですけれども、子どもたちの心情に配慮するとするならば、どちらかの学校を選ぶというよりは、もし第3の、(4)に書いてあるんですけれども、現在、学校が設置されていない学校候補地という部分を優先したほうが、あえて表現を悪くするんですけれども、どちらかの学校に吸収合併されるような感じにはならないので、新たな学校を優先したほうが子どもたちの心情的にはいいのかなという感じが僕はいたしました。

佐藤会長
小崎委員

小崎委員、お願いします。

資料4なんですけれども、これは最終的に、今まで積み上げてきた選定の仕方のもとめの部分になっているかと思うんです。この中の、例えばというか、具体的に言うと、1ページ目の四角の枠の中の「望ましい通学距離を超える児童・生徒への配慮」というところの、この条件を満たさない候補地については候補地としないものとしますという、非常に厳格な言葉が入っているかと思うんです。この言葉の意味というのは、遠いところの子どもは配慮します、スクールバスとか路線バスを使って必ずカバーしますという意味だと思うんですよ。

統廃合が実際行われるのは10年とか20年先で、全く交通機関について予測が難しい部分もあるかと思うんですけれども、これを基に決めるわけですから、行政としては、そのときに必ずスクールバスとか路線バスをちゃんと用意するという固いお約束を持って我々は審議しなくちゃいけないのかなと。要するに、我々はちゃんと約束を守ってもらう前提で審議をすべきなんだろうなと思います。

そうでないと、どこも全く想定だけになってしまいます。先ほど見たように、路線バスを使えば可能であるというふうに書いてあるわけなんですけれども、これはあくまでも今日現在のことであって、この評価自体はこれでいいんですけれども、実際行われる10年、20年後に本当にこの状況があるかどうかは誰にも分からない。だけれども、行政としては、これをベースに決めた以上、これがなかったらその代案はちゃんと用意するということを、やっぱりここで明確にしておかないと、全てが絵に描いた餅になってしまう。

つまり、この資料4は、最終的に子どもの望ましい通学環境という、立地じゃない、通学環境を守る大切な指針なので、この資料4を本当に重く受け止めて、逆に言うと、この資料4が資料というよりかは、もうお約束事項になっていかなければいけないんじゃないかなと私は思います。

佐藤会長
安達副会長

安達副会長、お願いします。

この資料4の学校候補地の選定についての文言に関しては、まとまっていると思います。私もこれに基づいて、これからどんどん審議を重ねていけばよろしいんじゃないかと思います。これに関しては、素直に読めば、このままでよろしいんじゃないかと思います。

佐藤会長

中委員、お願いいたします。

中委員 先ほど原則という言葉も出ていましたが、私も原則、基本的、ということで、これを基に審議に参加できればいいと思っています。

佐藤会長 丹間委員、お願いします。

丹間委員 先ほど、小崎委員が約束というお話をされました。やはりこの審議会が議論して、今後その結果をまとめてする答申というのは、未来の子どもたちへの約束にあたるものだと考えます。そういう意味では、この審議自体は、現時点での児童・生徒の居住地であるとか、地域交通の状況を踏まえて進めていくんですけども、その中で、当然、児童・生徒数については最新の推計を取ってそれで検討していますし、さらに地域交通についても、現時点でバス路線が全くないところに新しく20年後に路線ができるかという、それはなかなか難しい。やはり既に路線が通っているところをベースに考えていくというのは、1つの考え方として基本にしていくことになろうかと思っています。

あとは、この提案をしていく際に、未来の子どもたちへの約束を掲げていくんですけども、どのような論理で決めたかということが非常に大事になってくると思います。前回の第6回審議会でも申し上げたとおり、候補地の順位については、状況が僅差のところもあれば、非常に歴然とした差であるところもあります。その意味では、インデックスとして1位、2位、3位となっているものを、もう一度、時に立ち返って、なぜこのような順位にしていたのかということ、これから地区ごとの具体的な審議に入っていく際、必要に応じて確認していくことが大事だと思います。

やはりどんな論理で決めたのかということと、その決め方のプロセスがデータに基づいたものであること、そして、それが納得のできる答えになっていることが、この未来への提案のためには必要だと考えます。今、資料4の3ページの(3)に、原則と例外が示されています。「原則として」という(3)の3行目の部分と、5行目の「ただし」という部分です。ここが非常に重要になってくると思います。「ただし」のところ、学校候補地の土地の条件が大きく異ならず、学校候補地がいずれも1位となっているような場合には、やはりインデックスである順位をどうやって決めていたのかということに立ち返って、また細かく見ていくということが必要になってくると思います。

土地の面積に関しても、今後の統合後の学校規模を考えたときに、十分収まるのではないかというケース、つまり、順位では1位ではないけれども、十分なゆとりがあるのではないかというケースも出てくるかもしれません。そういったことも含めて、これから地区ごとの審議をしっかりと丁寧に進めていきたいと考えます。

佐藤会長 ありがとうございます。

昨年から多くのアンケート調査を実施して、我々は、そのアンケート調査に基づいて議論を積み上げてきたと思うんです。今回の評価基準につきましても、それが随分色濃く残っているんだろうと。ただし、我々は常に皆さんと話し合っていくことは、反対する方の気持ちも十分考慮しながら次善の策を考えていくということで皆さん合意していると思います。ここで決めても、これはあくまでも原則というこ

とは当然のことであって、これを基本にしながら、ぜひ進めていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

佐藤会長 確認します。それでは、事務局から提案のあった学校候補地評価の考え方(案)に基づいて、学校候補地の調査審議を進めてよろしいでしょうか。事務局から提案があった、この資料4に基づいて、これから調査審議を進めていきます。よろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」の発言あり

佐藤会長 ありがとうございます。それでは、引き続き進行方法について確認します。

評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」及び「学校候補地の選定」について、事務局から提案があった進行方法で、調査審議を進めてまいりたいと思ひますがよろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」の発言あり

佐藤会長 ありがとうございます。

6 新たな通学区域における学校の位置の検討について(忠生地区 忠生小学校・山崎小学校・函師小学校)

佐藤会長 次に参ります。新たな通学区域における学校の位置の検討に入ります。

それでは、資料5でお示しいただいている忠生地区における通学区域ごとに調査審議を進めます。

事務局から進行の提案があったとおり、本日は小学校区まで評価を行いたいと思ひます。

それでは、忠生小学校、山崎小学校、函師小学校の通学区域について評価を行います。

評価内容について、事務局からお願ひします。

教育総務課担当課長 それでは、資料4の考え方に基つきまして、忠生小学校・山崎小学校・函師小学校における評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」の優先順位について、事務局による評価内容をご説明いたします。

まず、資料5のA3の一覧表をご覧ください。

函師小学校についてご説明いたします。

項目番号⑫をご覧ください。函師小学校を候補地とした場合に、函師小学校から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童は0人です。そのため、項目番号⑬の配慮の検討は不要となります。

次に、項目番号⑯1km超2km以内の場所に居住している児童への配慮の評価についてご説明いたします。

資料6-3のA3の一覧表をご覧ください。先ほどご説明しましたとおり、項目番号⑦、⑭、⑳のいずれかが「○」であれば⑥「配慮の可否」が「○」となることから、そのグループは通学の配慮が可能ということになります。

函師小学校における項目番号④グループをご覧ください。

AからFのいずれのグループも項目番号⑥が「○」となるので、資料5の項目番号⑬の配慮は可能と評価します。

次に、山崎小学校についてご説明いたします。

資料5の一覧表における項目番号⑫をご覧ください。山崎小学校を候補地とした場合に、山崎小学校から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童は48人となります。そのため、項目番号⑬について評価が必要となりますので、まずは資料6-2のA3の一覧表をご覧ください。

山崎小学校の項目番号④のグループをご覧ください。

山崎小学校については、AからFグループのうち、B、D、Eグループに2kmを超える児童がいますので、この3グループについて評価いたします。

B、D、Eいずれのグループにおいても項目番号⑥を「○」と評価していますので、資料5の項目⑬については、配慮が可能であると評価します。

次に、資料5の項目番号⑬の配慮の評価についてご説明いたします。

資料6-3のA3の一覧表になりますけれども、山崎小学校における項目番号④グループをご覧ください。A、C、Fの3グループが該当します。

A、C、Fのいずれのグループにも項目番号⑥が「○」と評価していますので、資料5の項目番号⑬については配慮可能と評価します。

最後に、忠生小学校についてご説明いたします。

資料5のA3の一覧表になります。

項目番号⑫をご覧ください。忠生小学校を候補地とした場合に、忠生小学校から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童は22人となります。そのため、まずは項目番号⑬について評価するものとなりますので、資料6-2の一覧表をご覧ください。

忠生小学校の項目番号④のグループをご覧ください。

忠生小学校では、Aグループに2kmを超える児童がいますので、資料6-2において評価いたします。

Aグループにおいて項目番号⑥については「○」と評価していますので、資料5の項目⑬については、配慮が可能であると評価します。

次に、資料5の項目番号⑬の配慮の評価についてご説明いたします。

資料6-3の一覧表をご覧ください。

忠生小学校における項目番号④グループをご覧ください。BからEの4グループが該当します。

BからEグループについてはいずれも⑥が「○」となり全て配慮可能と評価しますので、資料5の項目番号⑬については配慮可能としています。

以上のことから、図師小学校、山崎小学校、忠生小学校においては、いずれの学校においても、資料5の項目番号⑬及び⑬の配慮が可能であるため、評価の考え方に基づき、項目番号⑭の学校候補地と児童の居住地の距離が直線距離で1km以内に居住する児童・生徒の割合が高い学校候補地を優先することとなります。

その結果、「児童・生徒の通学のしやすさ 評価項目」における優先順位として1位は項目番号⑭が82.4%の忠生小学校、2位が70.0%の函師小学校、3位が53.7%の山崎小学校となります。

事務局からの説明は以上です。

佐藤会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からご説明があった内容について、資料6をご確認いただきながら、事務局の評価結果を基にご意見を賜りたいと思います。

それでは、武藤委員、お願いいたします。

武藤委員

前回話をしたことから、学校施設環境に関しては、かなり明らかに函師小学校であり、しかも老朽化の評価項目に関しましても新しいところが入っているということは分かるのですが、児童・生徒の通学のしやすさの評価項目を、この資料5の⑭を基に1位、2位、3位というふうに私はつけていると理解しているのですけれども、そこは間違いはないですか。

教育総務課担当課長 間違いありません。

武藤委員

ということは、2kmを超える、いわゆる⑪のところに関しては、優先順位のところにはカウントされていないと理解していいですか。

教育総務課

事務局からご説明いたします。

先ほど担当課長が申し上げたとおり、⑬の項目、これは⑪で、0%でないところについては配慮ができるかどうかを検討させていただいております。そして、⑬で配慮が可能と書いてあるものについては、その子どもたちが30分以内で通学することができるという評価をさせていただいております。そうすると、通学区域の中心、重心と言いますか、子どもたちがより通学しやすい位置について、⑭の評価項目で評価をするという考え方とさせていただいております。

武藤委員

ありがとうございます。

その上で、自分がどう思っているかを、申し上げます。学校を現状で運営していくという考え方でいきますと、やはり函師小学校のサイズ感というのは大変魅力的です。一方で、急な坂を上っていくという通学の困難性を考えると、忠生小学校にあったほうがいろんな意味でいいのになというところもあります。ですので、非常に悩むところであります。

佐藤会長

悩むところだと思いますが、お考えはこの評価のままということによろしいですか。

武藤委員

私の考えとしては、やはりせっかくある施設は有効利用したいですし、サイズ感は大事にしたいと思っています。

佐藤会長

分かりました。では、大石委員、お願いします。

大石委員

やはり学校施設の新しさとして⑮が優先されますが、⑩も順位づけとしては、原則だとそうなるのはいたし方ないのかなと思います。ただ、⑮が優先するので函師小学校になるのかなと考えます。

佐藤会長

ありがとうございます。遠藤委員、お願いします。

- 遠藤委員 ⑳の項目もそうなんですけれども、ゆとりある学校施設環境という部分でも、やはり1位の図師小学校を優先にしていくことに異議はありません。
- 佐藤会長 分かりました。小崎委員、お願いします。
- 小崎委員 本当に微妙な線なんですけれども、何といたっても建物のデザインの余裕があるほうが、いろいろな将来が読めない状況においては、やはり図師小学校が有利なのかなというふうに現時点では思います。
- 佐藤会長 安達副会長、お願いします。
- 安達副会長 やはり優先したいのはサイズ感という形で、私は図師小学校が魅力的だと思います。老朽化の項目である㉑に関しましても、これからの校舎の耐用年数を考えても、図師小学校が最優先かなと考えます。
- 佐藤会長 中委員、お願いします。
- 中委員 この資料を見る限りでは、これでいいのではないかと思います。
ただ、山崎小学校にしても、忠生小学校にしても「配慮可能」と書いてありますので、ここをどういうふうに配慮していくかというのは、一つ課題もあるのかなとは思っております。
- 佐藤会長 丹間委員、お願いします。
- 丹間委員 この(1)の図師小学校、山崎小学校、忠生小学校の組合せについては、地図でAからFまでの6つのグループについて、周辺からきちんと通学可能かどうか、配慮ができるかどうかを丁寧に検討していると思います。注目したいのは、この図師小学校を候補地とする場合の地図のAという場所ですね。このAという地点からは、現在も図師小学校へ通っているということで、2kmを既に超えています。現在でも超えているという状況なんですけれども、これも1時間に数本あるバスを使って、その通学時間を短縮することができるということです。そういう意味で、現在も図師小学校の子どもたちが徒歩で通っているところを、バス通学によって配慮できるというのは非常によい提案だと思っています。
そういう意味で、この組合せの検討は、建築年数という条件から図師小学校が第1候補になっているわけなんですけれども、そこにした場合も、ほかの地区からも通学が可能ですし、その配慮もできる。さらに、現在遠くなっている子どもたちにも配慮をするということだと考えております。
- 佐藤会長 これは大変大事なことです確認をしていきたいと思います。事務局からの提案によりますと、評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」について、優先順位は1位が忠生小学校、2位が図師小学校、3位が山崎小学校でありました。
次に、「児童・生徒の通学のしやすさ」に続いて、「ゆとりある学校施設環境の整備」では図師小学校が1位、「学校施設の老朽化の状況」では図師小学校が2008年度に供用を開始した学校であります。
学校評価の考え方に基くと、直線距離で2kmを超える場所に居住する児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童がおおむね30分程度で通学可能であり、2000年4月2日以降に供用を開始している図師小学校を選定するこ

とになります。

しかし、忠生小学校は直線距離で1km以内に居住する児童が約82.4%と最も通学しやすい学校でありました。

これは大変難しい選定になります。また、大変悩ましい状況ですが、候補地を決めていかなければなりませんので、皆さんからご意見をいただきたいと思います。

まず、武藤委員からお願いしたいと思います。

武藤委員

繰り返しますけれども、やはり学校のサイズというのはとても大事だと思っています。ただ、今後20年先という点で悩ましいのは、新しい住居がどこにできるかということを見ると、これは全く個人的な見解ですけれども、函師小学校の周辺というのは一定の開発で戸建ての住宅がばあっと建ち並んだ後、今後、どれだけ建つのだろうかというところ、それに対して忠生小の周辺というのは小型のマンションあたりが建っていくのかなということを見ると、児童数の増加は忠生小学校辺りが見込めるかなと感じます。

あとは、学校の教職員という選定はここには一切出てこないのですけれども、今後、教員の勤めやすさ、通勤のしやすさということを見ると、忠生小学校のほうが勤めやすい、通勤しやすいなどは思っております。

ですが、いろいろ考えても、今回の基準で考えていくとすれば、やはりせっかく持っている資源は有効活用しなくてはいけないと思いますので、函師小学校なのかなと思っています。

佐藤会長

ほかにご意見はございますか。よろしいですか。

それでは、確認いたします。忠生小学校、山崎小学校、函師小学校につきましては、我々の審議会といたしましては、望ましい学校候補地として函師小学校を選定したいと思います。異議はございますか。

各委員

「異議なし」の発言あり

佐藤会長

ありがとうございました。

7 新たな通学区域における学校の位置の検討について（忠生地区 小山田小学校・小山田南小学校）

佐藤会長

次に小山田小学校、小山田南小学校の検討に参ります。

これも事務局から評価内容について、説明をまずお願いしたいと思います。

教育総務課担当課長

まず、小山田南小学校についてご説明いたします。

資料5の項目番号⑫をご覧ください。小山田南小学校を候補地とした場合、小山田南小学校から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童は22人となります。そのため、項目番号⑬について評価するものとなりますので、資料6-2の一覧表をご覧ください。

小山田南小学校の項目番号④のグループのところをご覧ください。

AからCグループのうち、Aグループのみ2kmを超える児童がいるグループとなります。

Aグループについては、項目番号⑥については「○」となりますので、資料5の項

目⑬については配慮が可能であると評価します。

次に、資料5の項目番号⑯の配慮の評価についてご説明いたします。

資料6-3をご覧ください。

小山田南小学校における項目番号④グループをご覧ください。BとCの2グループが該当します。

BとCグループのいずれも⑥が「O」となるため、資料5の項目番号⑯については配慮可能と評価します。

続きまして、小山田小学校についてご説明いたします。

資料5の一覧表における項目番号⑫をご覧ください。小山田小学校を候補地とした場合に、小山田小学校から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童は0人です。そのため、項目番号⑬における配慮の検討は不要となります。

次に、資料5、項目番号⑯の配慮の評価についてご説明いたします。

資料6-3をご覧ください。

小山田小学校における項目番号④グループをご覧ください。AからEのいずれのグループでも、⑥が「O」となりますので、資料5の項目番号⑯については配慮可能と評価いたします。

以上のことから、小山田南小学校、小山田小学校においては、いずれの学校においても、資料5の項目番号⑬及び⑯の通学の配慮が可能であるため、評価の考え方に基き、項目番号⑭の学校候補地と児童の居住地の距離が直線距離で1km以内に居住する児童・生徒の割合が高い学校候補地を優先することとなります。

「児童・生徒の通学のしやすさ 評価項目」における優先順位として1位が項目番号⑭が83.3%の小山田南小学校、2位が52.3%の小山田小学校となります。

事務局からの説明は以上です。

佐藤会長

ありがとうございました。

それでは、ただいま説明があった内容について、これも資料6をご確認いただきながら、事務局の評価結果を基にご意見をいただきたいと思っております。

武藤委員、お願いします。

武藤委員

現状、住民の数ですとか、それから土地の広さを考えたときに、小山田南小、どちらも第1位の優先順位になっていますので、これは、これしかないのではないかとと思うのですが、変動の要素として、小田急の唐木田から先の延伸ですとか、それから、モノレールができたときに、果たして下小山田町辺りに新しい町がつくられるのか、小山田桜台のようなところがつくられるのかどうかということがあると思います。これらが10年後ぐらいに出てきたときには再度見直しが必要かもしれないですが、現状としては、事務局の提案どおりかなと思います。

佐藤会長

大石委員、お願いします。

大石委員

この小山田南の2.4%の22人の児童は、ちょっと気の毒といえば気の毒なんですけれども、スクールバスで対応可能ということと、大体2.89kmぐらい、ぎりぎりだとは思いますが、万一のときには歩いて帰ることも不可能ではない、そのように考

えますので、小山田南小学校が1位でいいと思います。

佐藤会長

遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

学校環境という部分でも、あと、風水害に対応という、そういった面からも小山田南小学校を優先することでいいと思います。

佐藤会長

小崎委員、お願いします。

小崎委員

地形的に見ても、この考え方でいいと思います。開発については全く読めないの
で、開発されたら、多分、小学校を新しく建てるかなと思います。

佐藤会長

大胆な意見、ありがとうございます。

では、安達副会長。

安達副会長

私も、小山田南小学校を優先することでよいと思います。まして、避難施設として地震災害、風水害のいずれにも対応できるということです。2040年に関しましては、人口比率がどうなるかはわからないところもあるかと思いますが、立地的に考えますと、できるだけ人口比率が高い方に近いほうがよいのではと思います。今、小山ヶ丘地域ではかなり子どもの数が増えまして、校庭にどんどんプレハブが建っていくという状況の中で、私は、常にいろんな活動を見ておりますので、第一番にサイズ感という方向で捉えていくべき考えになっております。

佐藤会長

ありがとうございました。

中委員、お願いいたします。

中委員

異論はありません。

佐藤会長

丹間委員、お願いします。

丹間委員

資料の地図で見ますと、中心ではなくて重心を見て決まっているというようなイメージだと思いますが、やはり、今現在で見たときに子どもたちの住んでいる地域の重心はどこかということが1つ、それからもう一つは、これは市境の地域になると思うんですけども、この地域から通ってくる子どもたちに対して、これは路線バスですと非常に不便だということが、検証した結果、分かっています。そこをスクールバスで丁寧にフォローしていくということですから、このような評価で問題ないと思っております。

また、武藤委員が心配されている開発のことについても、開発で新たにお住まいになる市民というのは、お住まいになる地域の教育機関の状況といたしましうか、学校が今後どうなっていくのかということについても情報がある程度得た上でそこに新たな住まいを設けられるということ、そういった学校教育の状況を確認してお住まいになられるということもあるかと思えます。そういう意味でも、十分そうした動向にも対応ができるゆとりある教育環境が必要になるのではないかと考えております。

佐藤会長

ありがとうございます。

それでは確認します。評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」について、優先順位1位が小山田南小学校、2位が小山田小学校でご異議ございませんでしょうか。

各委員

「異議なし」の発言あり

佐藤会長

ありがとうございます。

続いて、学校候補地の選定について調査審議いたします。

「児童・生徒の通学のしやすさ」では、小山田南小学校が直線距離で2km以上の通学距離となる児童が22人いるものの、スクールバスによる配慮をすることで通学することができること、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね30分程度で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童が約83.3%であることから、1位としております。

「ゆとりある学校施設環境の整備」においても小山田南小学校が1位、「学校施設の老朽化の状況」ではいずれの学校も2000年以降に建築された学校ではありません。

学校評価の考え方に基つくと、いずれの学校も2000年4月2日以降に供用を開始している学校ではないため、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」において1位であった小山田南小学校を選定することになります。小山田南小学校が1位でございます。異議はございませんか。

各委員

「異議なし」の発言あり

佐藤会長

ありがとうございます。

8 新たな通学区域における学校の位置の検討について（忠生地区 忠生第三小学校・木曽境川小学校）

佐藤会長

続いて、忠生地区、忠生第三小学校、木曽境川小学校を評価したいと思います。

事務局から評価内容についてご説明をお願いします。

教育総務課担当課長

まず、木曽境川小学校についてご説明いたします。

資料5の項目番号⑫をご覧ください。木曽境川小学校を候補地とした場合に、木曽境川小学校から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童は0人です。そのため、項目番号⑬における配慮の検討は不要となります。

次に、項目番号⑯の配慮の評価についてご説明いたします。

資料6-3をご覧ください。

木曽境川小学校における項目番号④グループをご覧ください。

木曽境川小学校におけるAからDグループについては、いずれのグループにおいても項目番号⑥が「○」となるため、資料5の項目番号⑯の配慮は可能と評価します。

次に、忠生第三小学校についてご説明いたします。

資料5の一覧表における項目番号⑫をご覧ください。忠生第三小学校を候補地とした場合、忠生第三小学校から直線距離で2kmを超える場所に居住している児童は0人です。そのため、項目番号⑬における配慮の検討は不要となります。

次に、項目番号⑯の配慮の評価についてご説明いたしますので、資料6-3をご覧ください。

忠生第三小学校における項目番号④グループをご覧ください。

忠生第三小学校におけるAグループについては、項目番号⑥が「○」となるため、

資料5の項目番号⑩の配慮は可能と評価します。

以上のことから、木曾境川小学校、忠生第三小学校においては、いずれの学校においても、資料5の項目番号⑬及び⑯においては通学の配慮が可能であるため、評価の考え方に基づき、項目番号⑭の学校候補地と児童の居住地の距離が直線距離で1km以内に居住する児童・生徒の割合が高い学校候補地を優先することとなります。

「児童・生徒の通学のしやすさ 評価項目」における優先順位として1位が項目番号⑭が83.7%の忠生第三小学校、2位が57.2%の木曾境川小学校となります。

事務局からの説明は以上となります。

佐藤会長

ありがとうございます。

それでは、ただいま事務局からご説明があった内容について、これも資料6をご確認いただきます。事務局の評価結果を基にご意見を賜りたいと思います。

武藤委員、お願いいたします。

武藤委員

これはもう地形的に、学区のほぼほぼ中心にある忠生第三小学校の魅力、それから、今まで言ったことと反してしまうのですが、建物、敷地面積は忠生第三小学校のほうが狭いのですが、ここに限っては木曾境川小学校の形状が非常に横長の不整形な土地であるということを見ると、建物を建てたときにうまく使えない土地が増えてくるのではないかということから勘案しますと、それから、ここに出てこない情報としては、忠生第三小学校は目の前、隣が交番であるという安心安全のすばらしい立地を持っているので、ここが学校でなくなってしまうということは惜しいということを考えますと、忠生第三小学校がいいのではないかと思います。

佐藤会長

大石委員、お願いします。

大石委員

去年まで木曾中学校の校長でしたので、この2校から児童が進学してきておりました。学校としては木曾境川小学校も改築したのが割と新しく、あと、横長で校庭の広さはそんなに変わらないと思います。ユーティリティーとしては、この3,600平米の差というのは結構いいですし、風水害も境川が隣にあるもののほとんど影響しないところにあります。利便性という面では、83.7%の児童がこの徒歩圏にあるということを見れば、忠生第三小学校でいたし方ないのかなというところでは。

佐藤会長

遠藤委員、お願いします。

遠藤委員

やはりこの⑭の83.7%という人数と、町田街道に面しているというところで、いろんな対応がしやすいのかなという意味でも、忠生第三小学校が優先でいいかと思います。

佐藤会長

小崎委員、お願いします。

小崎委員

この面積だけでは評価できないという、地形について、今日、資料がすぐ手元にないんですけども、前回評価したところでもありますから、この同一1位については、やっぱり可能性のあるデザインがしやすいということが、僕としては忠生第三小学校が有利であるというふうに考えます。

佐藤会長

安達副会長、お願いします。

安達副会長

これに関しましては、土地も整形であることから忠生第三小学校を優先するこ

とでよろしいんじゃないかと思います。そうじゃない木曾境川小学校に關しましては、やっぱり境川イコール風水害のイメージをちょっと強く持ってしまいます。これに關しましては、私も東京都のほうにも要望等を出しまして、早く何とかしてくれということをお願いをしております。

佐藤会長

中委員、お願いします。

中委員

1つ教えてください。これはアンケートの結果で、木曾境川小学校、「学校統廃合時・通学区域変更時の配慮事項」という中で、「通学時間・距離」の中に「自転車通学可能などの配慮が必要。自転車道路も必要」という一文が入っているんですけども、小学校の場合、自転車通学というものは、まずあり得ないだろうと思うんですがどうでしょうか。

学務課長

今の自転車道路の話は保護者のアンケートから出てきたものなので、実際に小学生に自転車通学は認めませんので、現状はないということです。

中委員

あくまでアンケートということですね。

学務課長

そうです。

中委員

分かりました。であれば、私も木曾境川小学校、忠生第三小学校に割と近いところにおりまして、子どもたちを野球に連れて行って、大体分かっているつもりなんですけれども、忠生第三小学校に限り統合するとすれば、木曾境川小学校の区域の生徒が坂も上がることになりまして、ちょっとそれで大きな道路も渡るようなこともあるので、その前に本当に安心安全性が保てるのかなと、それさえできれば、もちろん忠生第三小学校で結構だと思います。

佐藤会長

丹間委員、お願いします。

丹間委員

この組合せに関しては、2km超がないということで、1km超2km以下の子どもたちの割合で通学のしやすさを検討しているわけですけども、先ほど、中委員からのご発言にもありましたように、高低差の問題であるとか、あるいは大きな街道を越えるというようなことも実際にはあります。また、安心安全という点からしますと、アンケート結果でも防犯や不審者対策、そういったことへの必要性も読み取れるところであります。これは決め方の原則どおりで忠生第三小学校というふうになるわけですけども、その際には、ぜひそういった交通安全や防犯に関する取組をしっかりとしていかなければいけないと感じたところです。

佐藤会長

ありがとうございます。

確認します。評価項目「児童・生徒の通学のしやすさ」について、優先順位1位が忠生第三小学校、2位が木曾境川小学校でございます。

続いて、学校候補地の選定について調査審議いたします。

「児童・生徒の通学のしやすさ」では、忠生第三小学校が直線距離で2km以上の通学距離の児童がいないこと、直線距離で1kmから2kmの間に居住する児童においてもおおむね35分以内で通学可能であること、直線距離で1km以内に居住する児童が83.7%であることから、1位としております。

「ゆとりある学校施設環境の整備」においては、忠生第三小学校、木曾境川小学校

のいずれの学校も1位、「学校施設の老朽化の状況」ではいずれの学校も2000年以降に建築された学校ではありません。

学校評価の考え方に基づくと、いずれの学校も2000年4月2日以降に供用を開始している学校ではないため、「児童・生徒の通学のしやすさ」「ゆとりある学校施設環境の整備」において1位であった忠生第三小学校を選定することになります。ご異議はございませんか。

各委員 「異議なし」の発言あり

佐藤会長 それでは、この審議会では、忠生第三小学校、木曾境川小学校の通学区域について、望ましい学校候補地として忠生第三小学校を選定いたします。よろしいでしょうか。

各委員 「異議なし」の発言あり

佐藤会長 ありがとうございます。

9 第8回審議会開催概要+閉会

佐藤会長 これで本日の議事は終了となります。

最後に、「第8回審議会開催概要」についてご説明をお願いいたします。

教育総務課担当課長 第8回の審議会についてご説明いたします。

第8回審議会は、開催日が11月30日月曜日を予定しております。開催時刻は本日と同じになりますけれども、18時30分から、開催場所は市庁舎10階、こちらの会議室を予定しております。

佐藤会長 ありがとうございます。確認です。第8回審議会は、11月30日午後6時30分から開催しますので、よろしくをお願いいたします。

以上をもちまして、第7回まちだの新たな学校づくり審議会は全て終了といたします。今日はどうもありがとうございました。